

平成27年6月
警察庁

「犯罪収益移転危険度調査書（案）」に対する意見の募集について

警察庁では、平成26年11月27日に公布された犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第3条第3項の規定により毎年、作成し、公表することとされている「犯罪収益移転危険度調査書（案）」について検討しています。

同調査書（案）について御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (jafic-nra@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント（調査書）」と御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室 パブリックコメント（調査書）担当
	FAX	03-3504-1735 ※ 1枚目に「パブリックコメント（調査書）」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成27年6月19日（金）から 平成27年7月18日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住居、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。